

文京区役所組織条例（昭和四十七年三月文京区条例第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区役所組織条例</p> <p>昭和四十七年三月文京区条例第三号 <u>令和八年 月文京区条例第 号</u></p> <p>東京都文京区役所組織条例（昭和四十年二月文京区条例第一号）の全部を改正する。</p> <p>（設置）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十八条第一項の規定により、区長の権限に属する事務を分掌させるため、文京区役所に次の部を置く。</p> <p>企画政策部 総務部 区民部 アカデミー推進部 福祉部 <u>こども未来部</u> 保健衛生部 都市計画部</p>	<p>○文京区役所組織条例</p> <p>昭和四十七年三月文京区条例第三号</p> <p>東京都文京区役所組織条例（昭和四十年二月文京区条例第一号）の全部を改正する。</p> <p>（設置）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十八条第一項の規定により、区長の権限に属する事務を分掌させるため、文京区役所に次の部を置く。</p> <p>企画政策部 総務部 区民部 アカデミー推進部 福祉部 <u>子ども家庭部</u> 保健衛生部 都市計画部</p>

土木部

資源環境部

施設管理部

(分掌事務)

第二条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

企画政策部

- 一 区政の総合的企画及び調整に関する事。
- 二 予算その他財政に関する事。
- 三 広報及び広聴に関する事。
- 四 電子計算による情報処理に関する事。

総務部

- 一 職員の進退及び身分に関する事。
- 二 議会及び区政一般に関する事。
- 三 条例、規則等の立案その他法規に関する事。
- 四 財産、契約及び検査に関する事。
- 五 区税に関する事。
- 六 防災に関する事。
- 七 男女平等参画の推進に関する事。
- 八 その他他の部の主管に属しない事。

区民部

土木部

資源環境部

施設管理部

(分掌事務)

第二条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

企画政策部

- 一 区政の総合的企画及び調整に関する事。
- 二 予算その他財政に関する事。
- 三 広報及び広聴に関する事。
- 四 電子計算による情報処理に関する事。

総務部

- 一 職員の進退及び身分に関する事。
- 二 議会及び区政一般に関する事。
- 三 条例、規則等の立案その他法規に関する事。
- 四 財産、契約及び検査に関する事。
- 五 区税に関する事。
- 六 防災に関する事。
- 七 男女平等参画の推進に関する事。
- 八 その他他の部の主管に属しない事。

区民部

- 一 区民施設に関する事。
- 二 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- 三 統計調査に関する事。
- 四 産業経済に関する事。
- 五 コミュニティの振興に関する事。
- 六 その他他の部の主管に属しない区民生活に関する事。

アカデミー推進部

- 一 生涯学習及び文化振興に関する事。
- 二 観光振興に関する事。
- 三 国際交流に関する事。
- 四 スポーツ振興に関する事。

福祉部

- 一 高齢者の福祉に関する事。
- 二 心身障害者（児）の福祉に関する事。
- 三 生活保護に関する事。
- 四 介護保険に関する事。
- 五 国民健康保険に関する事。
- 六 国民年金に関する事。
- 七 その他社会福祉に関する事。

こども未来部

- 一 区民施設に関する事。
- 二 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- 三 統計調査に関する事。
- 四 産業経済に関する事。
- 五 コミュニティの振興に関する事。
- 六 その他他の部の主管に属しない区民生活に関する事。

アカデミー推進部

- 一 生涯学習及び文化振興に関する事。
- 二 観光振興に関する事。
- 三 国際交流に関する事。
- 四 スポーツ振興に関する事。

福祉部

- 一 高齢者の福祉に関する事。
- 二 心身障害者（児）の福祉に関する事。
- 三 生活保護に関する事。
- 四 介護保険に関する事。
- 五 国民健康保険に関する事。
- 六 国民年金に関する事。
- 七 その他社会福祉に関する事。

子ども家庭部

- 一 こども及び若者の支援に関すること。
- 二 子育て支援に関すること。
- 三 児童の福祉に関すること。
- 四 青少年の健全育成に関すること。
- 五 児童相談所に関すること。

保健衛生部

- 一 保健衛生に関すること。
- 二 保健所に関すること。

都市計画部

- 一 まちづくりの総合的な計画調整及び推進に関すること。
- 二 都市計画に関すること。
- 三 地域整備に関すること。
- 四 住宅に関すること。
- 五 建築に関すること。

土木部

- 一 道路及び河川その他土木に関すること。
- 二 公園等に関すること。
- 三 緑化に関すること。
- 四 交通安全に関すること。

資源環境部

(新設)

- 一 子育て支援に関すること。
- 二 児童の福祉に関すること。
- 三 青少年の健全育成に関すること。
- 四 児童相談所に関すること。

保健衛生部

- 一 保健衛生に関すること。
- 二 保健所に関すること。

都市計画部

- 一 まちづくりの総合的な計画調整及び推進に関すること。
- 二 都市計画に関すること。
- 三 地域整備に関すること。
- 四 住宅に関すること。
- 五 建築に関すること。

土木部

- 一 道路及び河川その他土木に関すること。
- 二 公園等に関すること。
- 三 緑化に関すること。
- 四 交通安全に関すること。

資源環境部

- 一 生活環境に関する事。
- 二 公害に関する事。
- 三 リサイクルに関する事。
- 四 清掃に関する事。

施設管理部

- 一 区有施設の維持保全に関する事。
- 二 営繕に関する事。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

- 一 生活環境に関する事。
- 二 公害に関する事。
- 三 リサイクルに関する事。
- 四 清掃に関する事。

施設管理部

- 一 区有施設の維持保全に関する事。
- 二 営繕に関する事。